



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西本 安秀
(コード：1971、東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 石井 裕
(TEL. 03-3661-9631)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 30 年 2 月 27 日に有価証券上場規程第 508 号第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、2017 年 12 月 7 日、当社における不適切な会計処理に関する調査委員会の調査報告書を開示し、同月 26 日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社の名古屋工場において、複数の従業員により棚卸資産の過大計上等の不正が長期にわたって行われ、当該不正の大半が同工場を管掌する取締役により主導されていたことが判明しました。

その結果、2013 年 3 月期から 2018 年 3 月期第 1 四半期までの決算短信等において、虚偽とみられる開示をしていたことが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- 本社の経理部や内部監査室等が当社工場の経理処理に対する管理、監査を十分に行わず、必要な牽制機能が発揮されていなかったこと。
- 上記取締役をはじめとする複数の関係者は、本件を重大な問題とは受け止めず、改竄行為を継続する等、コンプライアンス意識の欠如が見受けられたこと。
- 実地棚卸に必要な人員、期間が十分に確保されていなかったことに加え、棚卸数量の確認・検証方法にも不備が見受けられたこと。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

なお、当社は、平成 30 年 2 月 14 日付「再発防止策並びに関係者処分に関するお知らせ」にて公表いたしました再発防止策の実行を進めているところではありますが、株式会社東京証券取引所からの措置に対しても、真摯に対応していく所存です。

以 上